

平成29年2月1日

国立研究開発法人名誉リサーチャー 野田徹郎

## 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂検討委員会の論点

検討会の検討事項は、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）に関し、温泉資源の保護を図りながら地熱発電の導入を促進するために寄与するようガイドラインの改訂について検討を行う」としている。

しかるに、平成26年度検討会で整理されたガイドライン改訂の論点と対応状況を議論の出発点にしているが、平成26年度検討会は、「許可が不要な掘削について類型化すること」が、主眼であり、上記検討事項について根本的な議論がなされていない。

ガイドラインの改訂は地熱発電の導入を促進するために寄与するものとしながら、改訂が地熱発電の導入促進につながっていないと感じる。その原因として次のことがあると思料するので議論していただきたい。

通常の温泉の掘削許可と地熱開発のための掘削許可についての温泉法の適用は不公平があってはならない。ところが、地熱開発のための掘削許可については、判断に係る情報として多種多様な資料が例示されるなど、申請時に負担の大きい作業が課せられており、また、都道府県の規則が厳しく、科学的でないケースが見られる。さらに、審査を行う温泉部会の構成が片寄っていて地熱発電の知識を有する委員がいないか少なく、また通常の温泉と地熱開発を対立的にとらえ、地熱開発について厳しい判断を下す傾向がある。

その結果、地熱開発の温泉への影響を示す客観的事実がなく、影響の因果関係が立証されていないにもかかわらず、地熱発電に対し温泉に比べ不公平な厳しい規制が行われ、温泉については、温泉相互の影響により、温泉資源の保護が損なわれている例が数多いのに甘く取り扱われ、ガイドラインの公正さが疑われる状況にある。

この点を正す改訂を検討していただきたい。

## 【具体的検討項目】

- ・ 都道府県規則の科学的根拠
- ・ ガイドライン規則の二重適用の是正（地熱貯留層と温泉帯水層、ガイドラインと環境アセス）
- ・ ガイドライン規則、モニタリングの傾斜的適用（温泉発電、中間規模、環境アセス規模）
- ・ 温泉発電の定義の明確化（適用範囲）
- ・ 温泉部会での温泉、地熱の取り扱い（温泉資源保護）の公平化
- ・ 温泉部会構成のバランス（地熱有識者の増強）
- ・ 中央環境審議会温泉小委員会への地熱有識者の適正配置
- ・ モニタリング（浴用、地熱共通）による順応的管理（温泉法第四条 条件の付与、第九条 許可の取り消し、第十二条 採取の制限、第三十四条 報告徴収）
- ・ 源泉所有者の資源保護意識の向上（温泉権と資源保護義務はセット、モニタリング義務）
- ・ 環境省による温泉利用状況調査の公開と活用